

## 福岡市テレワーク促進事業支援金お問い合わせ一覧

### 【事前相談に関すること】

Q 1 相談だけでもいいのか。

A 1 ご相談だけでも構いません。その上で導入しようと考えたら申請してください。

Q 2 直接、事務局に相談に行ってもいいのか。

A 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談は原則、Web か電話で受け付けています。どうしても窓口相談が必要な場合は、事情を電話でご説明いただき日時を予約してお越しください。

### 【申請方法に関すること】

Q 1 申請するにはどうすればよいか。

A 1 市ホームページ（福岡市テレワーク促進事業トップページ）にて、募集要項を確認のうえ、ホームページで指定された認定申請入力フォームから申請してください。また、添付資料に不備があった場合は、事務局から確認の連絡をしますが、金融機関口座の暗証番号を確認することはありませんので、詐欺やなりすましにご注意ください。

Q 2 サポーター企業などによる代理申請は可能か。

A 2 申請手続きについては、サポーター企業ではなく、必ず支援を受ける対象者本人が直接 Web で申し込んでください。

### 【制度の内容に関すること】

Q 1 申請すれば必ず支給されますか。

A 1 審査のうえ、テレワークに必要な経費であること、それらを使ってテレワーク環境が整備されたことが確認された場合に、支給の対象となります。

Q 2 市内は営業所のみで、本店は市外にありますが、対象となりますか。

A 2 市内に本店を置く中小企業・小規模事業者等を対象にしています。その他の要件はHP上に掲載している募集要項をご確認ください。

Q 3 フリーランスや個人事業主は対象となるのか。

Q 3 雇用契約を結んで従業員を2人以上雇用し、中小企業基本法に定める中小企業の要件に該当すれば対象となります。

Q 4 機器の購入を検討していますが、いつ購入したら対象になりますか。

A 4 1月14日～2月28日までに購入したものが対象となります。なお、機器を購入するだけでなく、それらを使ってテレワークを実施したことが確認できた場合に対象となります。

Q 5 パソコン等のリースの支援対象期間は。

A 5 新たにリース契約を締結してから最大で1年間分を対象としますが、令和3年2月28日までに実際に支払ったものが対象となります。

Q 6 パソコン等のレンタルは対象となるのか。

A 6 テレワーク環境を新たに構築することに対する支援ですので、一時的に機材を借りるレンタルは対象となりません。

Q 7 保守費用は対象となるのか。支援対象期間は。

A 7 新たに保守契約を締結してから最大で1年間分を対象としますが、令和3年2月28日までに実際に支払ったものが対象となります。

Q 8 携帯電話やWI-FIの通信費は対象となるのか。

A 8 通信費は対象外です。

Q 9 ノートパソコンの購入のみでも対象となるのか。

A 9 テレワーク環境を新たに整備するために必要なものがパソコンだけであれば対象となりますが、募集要項に記載するテレワーク環境を整備したことがわかる書類等をご提出いただきます。

Q 10 1人の従業員につき2台の端末を整備したいが、どちらとも対象となるか。

A 10 対象となるのは従業員1人につき1台までです。

Q 11 テレワークに対応した就労に関する労使間の協定等とはなにか。

A 11 テレワークの規定が記載された就業規則や、労使間の協定、労働条件通知書など、テレワークに即した労働環境が整備されていることを確認します。

Q 12 必ずサポーター企業のコンサルティングを活用しなければいけないのか。

A 12 サポーター企業のコンサルティングを必ず活用する必要はありません。

Q 13 テレワーク環境整備や電気工事は自社でできるが、その費用も支援対象に含めていいのか。

A 13 自社で整備したものは対象外です。

Q 14 オンライン配信のための経費は対象となりますか。

A 14 出勤者の削減に繋がるテレワーク環境の整備が目的であり、単なるビジネス手段のオンライン化にかかる経費は対象となりません。

Q 15 役員がテレワーク環境を構築する際は対象になりますか。

A 15 テレワークは従業員の労働環境を改善するためのものであり、対象となりません。

Q16 経済産業省や厚生労働省の助成制度とどのように違うのか。また、併用できるのか。

A16 福岡市の支援制度は、国の制度と比較して、

- ① 申請にあたって事業計画書（3年間分）や労働時間改善計画といったものが必要ありません。
- ② パソコンやタブレットなどの機器の購入費も対象経費に含まれます。
- ③ サポーター企業によるサポートを受けることができます。

などの点が違います。

テレワークのことがよくわからないといった、規模の小さな事業所でも使いやすい制度としています。

また、市の制度は併用不可とはしていませんが、重複する内容（同じ機器について別制度の助成も受ける等）については認めません。国の制度の詳細についてはそれぞれの窓口にご確認をお願いします。

Q17 なぜ今回は1/14に遡及して実施するのか。また、なぜ今回は「拡充」も対象になるのか。

A17 前回の支援では、より多くの企業にテレワークの整備を行っていただくため、すでにテレワークを導入した企業は対象外とし、新たにテレワーク環境の構築に取り組む企業のみを対象としました。

今回の支援では、政府の基本的対処方針として出勤者の7割削減が示されていることや、さらに市内企業のテレワークを強力に推進する必要があることから、対象を

- 福岡県が緊急事態宣言の対象となる1月14日以降に整備したもの
- テレワーク環境を新たに構築する場合および既に一部実施しているテレワークを拡充する場合

に拡大し、市内企業のさらなるテレワークの推進を図るものとなっています。

#### 【審査に関すること】

Q1 認定・交付審査にはどのくらい時間がかかるのか。

A1 必要な書類が揃っていれば、時間はかかりません。審査完了後は交付決定通知書をメールします。なお、交付審査について、3月5日の提出期限前は提出が殺到することが予想されるため、早めのご提出をお願いします。

Q2 一部の機器を対象外とされたが基準はどうなっているのか。

A2 テレワーク環境の構築に必要と判断される機器のみを対象としています。

#### 【支払いに関すること】

Q1 交付決定通知書のメールを受け取った後、どれくらいで支払われるのか。

A1 交付決定通知書のメール送信後、速やかに振り込みを行います。ただし、土日祝日を挟む場合は翌週となる場合があります。

## 【その他】

### Q1 テレワークの導入や継続的な運用について相談したい。

福岡市テレワーク促進事業においては、テレワークを新たに導入する場合や、今後のテレワーク利用継続に繋がるような技術的な支援及びコンサルティング等を支援するサポーター企業にご登録を頂いておりますので必要に応じてご活用ください。

また、公益財団法人九州先端科学技術研究所（ISIT）においても、テレワークを行いたいが、どうしたらいいかわからないという中小企業、小規模事業者の方向けに、テレワークの導入支援を行っています。

（サポーター企業一覧）

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/k-yuchi/business/tele.html>

（公益財団法人九州先端科学技術研究所）

<https://www.isit.or.jp/telework/>

テレワークに関する緊急相談窓口

公益財団法人九州先端科学技術研究所（福岡市早良区百道浜2丁目1-22）

オープンイノベーションラボ 緊急相談窓口

電話相談：092-852-3453 平日 10:00～17:00（12:00～13:00 お休み）

直接相談：要予約（原則、Web会議とTELのみの対応）